

「満洲国」における宗教統制とキリスト教

渡 辺 祐 子

はじめに

1939年3月に成立、4月に公布された宗教団体法は植民地朝鮮と台湾にも適応されたが、植民地状況に置かれながら独立国の体裁をとっていた「満洲国」の場合、宗教を一元管理する法令が公布されたのは、宗教団体法に先立つこと半年前の1938年9月24日であった。この日、「暫行寺廟及布教者取締規則」が民生部部令として公布され、それまでの宗教管理上の法的不備が解消されることになった。

日本の宗教団体法が、最初の法案提出から法案成立までの約40年間に国会の内外でどのように論じられたのか、成立後は諸宗教団体のみならず日本の宗教状況にいかなる影響を与えたのかについては、赤澤史朗の研究のほか、キリスト教史の領域に限っただけでも原誠、戸村政博らの複数の研究がある。いっぽう、「満洲国」における宗教管理統制を取り上げた研究はごくわずかしかない⁽¹⁾。日本のみならず「満洲国」まで視野に入れた治安法制研究で知られる荻野富士夫が、「満洲国」の治安法令の立案過程やその背景はいまだ不明であると述べているように⁽²⁾、治安法制の一貫である宗教管理法制もまた、おそらく資料的制約のゆえに解明が進んでいないものと思われる。

資料の制約以前に、そもそも法律の専門家ではない筆者が、「満洲国」における宗教管理法制を法整備や政策立案の側面から論じることはもとより困難だが、管理される側、すなわちこの法律によって網をかけられることになったキリスト教会の対応については、宣教師資料をもとに、ある程度辿ることが可能である。そこで本稿では、まず「暫行寺廟及布教者取締規則」が發布されるまでの過程を資料的、能力的に可能な限り明らかにし、その後こうした宗教統制をキリスト教会がどのように受け止めたのかを考察することとする。「暫行寺廟及布教者取締規則」が發布される以前からすでに、「満洲国」のキリスト教会に所属していた中国人キリスト者が宗教政策に関し自由に発言することができなくなっていたのは、後に見る通りである。彼らと親しい関係にあった宣教師たちの発言もまた自由とは程遠かったが、彼らが帰国の折に行った報告や派遣教会の伝道局宛の手紙類には、同規則をはじめとする宗教統制に関する言及がいくつも見られる。これらの宣教師アーカイブを主たる手掛かりとしながら、「満洲国」における宗教統制の一側面を明らかにしてゆくことが本稿の目的である。

1. 「満洲国」政府の宗教管理・宗教統制 建国から法令制定まで

1) 「宗教宣布及ビ寺廟二関スル規程」案（1933年）の策定

1932年3月の「満洲国」成立に伴って作られた司法制度は、突貫工事のゆえ十全というにはほど遠く、執政溥儀の教令第三号に基づいて「国体国情に抵触しないもの」⁽³⁾に限り中華民国の法令が援用されていた。新たに制定された法令も、中華民国国民政府のそれをモデルとしていた。例えば、1932年9月に公布された反満抗日の「兵匪」「共匪」の取り締まりを目的とした「暫行懲治叛徒法」や、結社組織の取り締まりを目的

とした「暫行懲治盜匪法」は、日本の治安維持法と中華民国国民政府の「危害民国緊急治罪法」を下敷きにしている⁽⁴⁾。

宗教法制についても中華民国法令を参考にしていたという点では同様であった。「満洲国」建国の翌1933年（大同二年）に司法部法務司は、教令第三号に基づき援用することが決定した法令を含む諸資料を集めた『満洲国司法資料』を発行しているが、この中には袁世凱政権が1915年（民国四年）10月に発布した「管理寺廟条例」と同条例を修正した「修正管理寺廟条例」の施行細則（「修正管理寺廟条例第5条及び第十七条施行細則」）が掲載されている。建国後しばらくは「満洲国」の宗教管理は、民事実体法令としてのこの条例と施行規則を参考にしていたことがうかがえる。

しかし法整備が間に合わず中華民国の法令を参考にしていたとはいえ、宗教行政を担う文教部は、建国後まもない時期にすでに「満洲国」独自の宗教管理法制定に向けて具体的な動きを見せていた。1933年11月、文教部は「宗教本来ノ職能ヲ發揮」させるため「宗教ニ組織的規制ヲ加ヘ以テ其ノ健全ナル自治的發達ヲ期」して、全14条からなる「宗教宣布及び寺廟ニ関スル規程」案を策定した⁽⁵⁾——この「規程案」に関し、筆者は前著において「規程案」ではなく、「『規程』として制定された」と述べているが、これは誤りであり、次に述べるように制定、発布はされていない。本稿をもって前著の当該部分を撤回し訂正したい⁽⁶⁾。

「規程案」は、宗教施設設立の目的、設立場所、母体となる宗派、教派、教理内容、財政状況、不動産に関する情報、運営方法、管理指導者の氏名、住所、信徒数など、当該団体のあらゆる情報を報告し文教部の許可を受けることを定めたほか（第3条）、宗教団体の移転や、統廃合（第4条）、不動産の処分（第7条）、寄付金や献金の募集（第9条）などをすべて許可制とした。

「規程案」の条文を見てみると、司法部法務司の『満洲国司法資料』

に掲載されている中華民国の「管理寺廟条例」よりも、朝鮮総督府の「布教規則」（1915年8月公布、1920年一部改正）に近似していることがわかる。「布教規則」は、キリスト教会を監督、統制の対象としたが⁽⁷⁾、「規程案」も同様に、「管理寺廟条例」が統制の対象から外していたキリスト教会にも網をかけている。このほかにも「規程案」第一条と、「布教規則」の第二条、さらに「規程案」第三条と「布教規則」の第九条は酷似している。これらのことから、前者の策定が後者をたたき台としていたという推測が成り立つように思われる（対照表1を参照）。

もっとも「布教規則」が各宗教団体に布教管理者の選定を命じ、管理者を通して宗教統制を図ろうとの意図をはっきりと示し、加えて管理者の解任権は統監にあることを明記しているのに対し⁽⁸⁾、「規程案」には管理者選定の規定も、「布教規則」の解任権剥奪に相当するような罰則規定も盛り込まれていない。なるほど「規程案」第十三条は「公安ヲ紊シ風教ヲ害シ国家ノ目的ニ背反スルガ如キ宗教ヲ宣布シ又ハ妄ニ迷信属スル行為ヲ為スベカラズ」と定めるが、これは反社会的行為の禁止規定であって、罰則が伴うわけではない。

この点に関し、「布教規則」に匹敵する、あるいはそれ以上に厳しい規定を明記したのが、1938年に正式発布される「暫行寺廟及布教者取締規則」である。この規則については後ほど詳述する。

本「規程案」を作成した文教部の事務方は、新京日本総領事館に直ちに交付する旨を伝えていたものの⁽⁹⁾、結果としてこの案が文教部令として発布されることはなかった。この間文教部は、各省に対し宗教調査を行うよう指示を出しているが⁽¹⁰⁾、その後もしばらく国レベルでの宗教管理法令が制定されず、宗教団体への対応は各省の判断に任される時期が続くことになる。

たとえば奉天省は、1933年6月に「本省寺廟管理条例」を定め、省として宗教管理を行っていた⁽¹¹⁾。1936年発行の『省政彙覧 奉天省篇』

「滿洲國」における宗教統制とキリスト教

対照表 1

『宗教宣布及寺廟ニ関スル規程』(案)	『布教規則』	『暫行寺廟及布教者取締規則』
<p>第一条 宗教ノ宣布ニ従事セントストモノハ左ノ事項ヲ具シシ文教部総長ニ届出ツツベシ</p> <p>一 経歴</p> <p>二 教別、宗派ノ名称</p> <p>三 宗教上ノ資格</p> <p>四 布教上ノ方法</p>	<p>第二条 宗教ノ宣布ニ従事セムトストル者ハ左ノ事項ヲ具シ布教者タル資格ヲ証明スルハキ文書及履歴書ヲ添へ朝鮮總督ニ届出ツツベシ但シ布教管理若キ置キタル教派、宗派亦ハ朝鮮ノ寺刹ニ属スルコトヲ得</p> <p>一 宗教及其ノ教義、宗派ノ名称</p> <p>二 教義ノ要領</p> <p>三 布教ノ方法</p> <p>前項各号ノ事項ヲ変更セムトストルキハ十日内ニ朝鮮總督ニ届出ツツベシ</p>	<p>寺廟ヲ設立セントストルキハ其ノ設立者ハ左ノ事項ヲ具シ民生部大臣ノ許可ヲ受クベシ</p> <p>一 事由</p> <p>二 名称</p> <p>三 設立地</p> <p>四 宗教系統</p> <p>五 国内又ハ国外ニ於ケル他ノ寺廟トノ間ニ本末關係アルトキハ其ノ關係</p> <p>六 主祀及併記ノ神仏</p> <p>七 祭礼ノ名称及其ノ期間</p> <p>八 堂宇其ノ他境内付属建物ノ位置、種別、構造、用途、面積及図面並ニ境内地ノ面積、</p> <p>九 図面及周囲ノ状況</p> <p>十 設立費及其ノ支弁方法</p> <p>十一 建築ノ起工及竣成予定期日</p> <p>十二 布教方法</p> <p>十三 維持方法</p> <p>寺廟ノ代表者トナルベキ者ノ氏名、本籍、現住所、生年月日、履歴並ニ資格及其ノ証明書</p> <p>十四 所屬布教者ノ職名及定員</p> <p>燒寺廟ノ再興ノ新設ト看做ス</p> <p>寺廟ノ設立ヲ完了シタルトキハ選滞ナク其ノ旨民生部大臣ニ届出ツツベシ</p>
<p>第三条 寺廟ノ設立ニハ左ノ事項ヲ具シ文教部総長ノ許可ヲ受クベシ</p> <p>一 名称</p> <p>二 設立地</p> <p>三 事由</p> <p>四 所属教別、宗派ノ名称</p> <p>五 本尊、祭神又ハ供養仏</p> <p>六 祭祀礼拝ノ名称及其ノ期間</p> <p>七 土地ノ面積、図面及境内地、周囲ノ状況</p> <p>八 建築物ノ種別面積、構造及図面</p> <p>九 設立費及其ノ支弁方法</p> <p>一〇 設立着手及終了予定期日</p> <p>一一 維持方法</p> <p>一二 設立者及ヒ管理若キ住所氏名</p> <p>一三 所属僧侶、道士及教師等ノ氏名年齢</p> <p>一四 信徒数</p> <p>一五 付帯事業ノ種別其ノ概要</p>	<p>第三条 宗教ノ用ニ供スル為教會堂、説教所又ハ講義所ノ類ヲ設立セムトストル者ハ左ノ事項ヲ具シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ</p> <p>一 設立ヲ要スル事由</p> <p>二 名称及所在地</p> <p>三 敷地ノ面積及建物ノ坪数、其ノ所有者ノ氏名並図面</p> <p>四 宗教及其ノ教派、宗派ノ名称</p> <p>五 布教担当者ノ資格及其ノ選定方法</p> <p>六 設立費及其ノ支弁方法</p> <p>七 管理及維持ノ方法</p> <p>前項第五号ニ依リ布教担当者ヲ選定シタルトキハ設立者又ハ布教管理者ハ其ノ氏名及居住地ヲ具シ履歴書ヲ添へ十日内ニ朝鮮總督ニ届出ツツベシ之ヲ変更シタルトキ亦同シ</p>	<p>第四条 宗教ノ用ニ供スル為教會堂、説教所又ハ講義所ノ類ヲ設立セムトストル者ハ左ノ事項ヲ具シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ</p> <p>一 設立ヲ要スル事由</p> <p>二 名称及所在地</p> <p>三 敷地ノ面積及建物ノ坪数、其ノ所有者ノ氏名並図面</p> <p>四 宗教及其ノ教派、宗派ノ名称</p> <p>五 布教担当者ノ資格及其ノ選定方法</p> <p>六 設立費及其ノ支弁方法</p> <p>七 管理及維持ノ方法</p> <p>前項第五号ニ依リ布教担当者ヲ選定シタルトキハ設立者又ハ布教管理者ハ其ノ氏名及居住地ヲ具シ履歴書ヲ添へ十日内ニ朝鮮總督ニ届出ツツベシ之ヲ変更シタルトキ亦同シ</p>

には、「政府の宗教の管理指導に対しては民知啓発上最も重要な工作なれども現在中央より宗教法令をいまだ頒布せず本省においては僅か管理寺廟条例を制定して管理に資せしむるに止まる」と、政府が対応しないため、やむを得ず省令で宗教団体を管理しているという記述が認められる⁽¹²⁾。

2) 北満宗教調査 (1936 年) に記されたキリスト教

もちろん民生部も拱手傍観していたわけではない。中央大学教授の大谷湖峯が1936年7月20日から9月8日まで吉林、間島、濱江のいわゆる北満地域で実施した宗教調査は、民生部の依頼を受けて行われたものである。ここでは大谷の報告書にあるキリスト教に関する記述を中心に検討してみたい。

大谷が調査対象とした宗教団体は、仏教、天理教、神道、キリスト教、天主教、イスラム教（以上、大谷は既成宗教に分類。ラマ教は調査対象地域にはなし）、人の道、生長の家、道院（紅卍字教）、在裡教、在裡家教、シャーマン教（以上、大谷は類似宗教に分類）である。

「満洲国」政府が治安維持を名目に取り締まっていた主たる対象は共産主義者で、その弾圧と迫害は苛烈を極めていたが、大谷は、国家を超越する宗教の害は「匪賊」以上であると述べ、満洲に最も妥当な宗教の基準を以下のように整理している。「(イ)満洲国建国の精神に合致すること、(ロ)次に日滿不可分一帯の原則より見て、日本思想と融合連絡を有する宗教なること」で、(イ)に合致するのは道教と佛教で、なかでも日本にある諸宗教の中で千年以上の歴史があり、日本の国体と合致するのは皇道佛教としての佛教であると⁽¹³⁾。いっぽうこの基準に抵触する、あるいは要注意宗教と大谷がみなすのが、類似宗教の在裡家と紅卍字教、そして既成宗教の天主教（カトリック）と基督教（プロテスタント）であった。

例えば大谷は、吉林省九台のルター派教会は「心身を別として政府に対しては肉体のみを捧ぐべきものにして、精神は全部基督に捧ぐべきものと」と考えており、こうした考えは「国家観念を軽視し、或は否定に導く虞」があるので、「建国日猶ほ浅き帝国の認識を一層深めるには、先づ民衆の宣伝強化機関たる宗教の統制吟味の必要なることを感ぜしめる」と警戒をあらわにしている⁽¹⁴⁾。

しかし、それ以上に大谷が懸念を示しているのは、吉林省の長老派、間島省のカトリックとプロテスタント、ハルビンのバプテスト派（南部バプテスト連盟）である。このうち間島省の教会については、龍井のカトリック教会の学校が授業料を無料にして幅広く浸透しており、本来であれば統制すべきであるが日本領事館は手を出せないこと、琿春の教会が「匪賊」を同じ人間として保護していること、行政が治安工作のために無理やり教会の使用を認めさせたところ反感を招いたことなどいくつかの懸念材料を挙げ、「当地に於いては早く宗教統制に着手し積極的に民心の動向を指導する必要がある」と述べている⁽¹⁵⁾。他方、ハルビンのバプテスト教会の問題は、アメリカ人宣教師レオナルド（Charles A. Leonard）の「諜報活動」であると大谷はいう。大谷はこの宣教師の来歴を詳細に記し、カメラを片手に方々で宣教活動と称し写真を撮影する彼の行動は日満軍事状況の内偵に相違なく、米国からの教会の設立運営資金援助は教会の諜報活動を裏付けると決めつけている⁽¹⁶⁾。

間島省のカトリックやハルビンのバプテスト教会宣教師に対する疑念は、教会の影響力の大きさや外面的に不審とみなされる宣教師の行動から生まれたものといってよいが、彼が問題視する長老派の言動はキリスト教の教理と深くかかわっており、それだけにより深刻であった。大谷が強い懸念を示しているのは、吉林市文光中学の「不敬問題」と「孔子廟不参拝問題」である。大谷は言及していないが、文光中学は中国東北部伝道の主翼を担ったアイルランド長老教会系の中学校で、同教会の宣

教師マクワーター (J. McWhirter) が校長を務めていた。

まずこの中学の「不敬」とは、市政記念日に同校の生徒が「日本国万歳」をきちんと唱えなかったり、「回鑾訓民詔書」発布記念の式典で「満洲国」反対の意思を表示し、国歌の代わりに他の歌を歌ったりしたことを指している⁽¹⁷⁾。この「不敬」行為は一部生徒の自発的意思に基づくが、もうひとつの「孔子廟不参拝問題」は、孔子祭秋の大祭に生徒を派遣するようにとの政府の要請を、「偶像崇拜」の恐れを理由に学校として拒否したことに端を発している。後述するように、この問題をきっかけに、文光中学はもとよりキリスト教学校全体に対する孔子廟参拝の強制が強まり、同時にキリスト教会に対する統制が加速してゆくことになる。

大谷は「文光中学に於いては孔子廟不参拝問題（偶像礼拝反対）を惹起し、基督教全体の全満対策としては絶滅することは理想なれ共、若し許可すとせば、複雑とせず単一なる系統の明なるものとすべきである」ともいう⁽¹⁸⁾。国家の命令を教理故に拒絶する宗教を、その根絶を提唱するほど危険視していたことがうかがえる。またこの大谷の発言は、まつろわぬキリスト教に対する警戒感をあからさまに示しているだけでなく、キリスト教諸教会の統合を提案している。実際同年12月には、各教会が加盟した連絡組織の「満洲基督教聯合会」が結成されている⁽¹⁹⁾。

大谷のインタビューに応じた当局関係者、なかでも濱江省の役人、職員は口々にキリスト教を含む諸宗教を統制するための仕組みを早急に確立すべきであると主張している。例えば濱江省公署教育庁職員は「濱江省は基督教伝統的勢力を有し、新教会設立の出願少なからざるも目下対策決定して居らず。警務庁方面より宗教制度の方針を詰問するが故に、一日も早く具体的方針確立を要する。当局所管として注意すべきは、教団経営の宗教学校の統制指導を如何にすべきかの点である」と述べ⁽²⁰⁾、同じく濱江省の特務機関員は「文教部に実質的手腕力量を有する指導者を置き、諸宗教を国策に順応するよう指導の任に当たらしめる」⁽²¹⁾、

あるいは「基督教は宗教未統制の際につけ込み、急激に拡大せんとする傾向あるが為、可及的早く対策を講ずる必要あり（傍点筆者）」と述べる⁽²²⁾。さらに呼蘭の副参事官に至っては「中央の宗教対策根本方針確立せざる為、現地で如何に処理統制すべきかに迷ふ、これは各県共通の悩みである」と中央の不作為をやんわりと批判している⁽²³⁾。

このように大谷の報告書にみるキリスト教に関する記述からは、キリスト教が少なくとも1935年以降監視を強化すべき宗教団体として認識されるようになっていたことと、キリスト教の動向が諸宗教全体を統制する制度設計の必要とおおいに関連していたことを読み取ることができるだろう。

調査報告書が出版された翌年の1938年に「暫行寺廟及布教者取締規則」が發布されるわけだが、興味深いことに、以下に取り上げる宣教師資料には、大谷が北満の宗教調査に取り掛かる以前、つまり「暫行寺廟及布教者取締規則」が制定發布される2年以上前に、宗教管理法のたたき台が宣教師に提示されていたことが記されている。次節では、この資料をもとに統制強化の過程をより詳細に見てゆこう。

3) 文教部召集の2度にわたる会合について

大谷が北満での調査を行う少し前の1936年7月7日と8日、文教部は宣教師を含む各教会の代表者を新京に集め、キリスト教会の現状を把握し、宗教団体の管理方法を具体的に示す会合を開催した。ここにも宗教管理を急ぐ政府の姿勢が認められる。さらに政府側には、個別具体的な狙いとして、宣教師たちにキリスト教学校の孔子廟参拝を強く求める意図があった⁽²⁴⁾。以下、世界宣教協議会（International Missionary Conference、以下IMC資料と略記）アーカイブの中に収められている資料を用いながら、キリスト教統制がどのように進められたのかを考察したい⁽²⁵⁾。

政府は建国以来、孔子の教えに基づくその理念を教育の現場で教えるよう各学校に求めると同時に、中華民国時代に朽ち果てるにまかされていた孔子廟の修復を行い、孔子の事績を記念し拝礼する春秋の大祭に生徒たちを参列させようとした。1935年からは、キリスト教学校にも孔子祭参列が強制されるようになってゆく。しかし孔子祭参列は、孔子の記念にとどまらず、孔子廟に対する参拝が伴うため明らかな偶像崇拝にあたると思われるキリスト教学校もあった。特に長老派のスコットランド教会、アイルランド長老教会系の学校は、この問題に非常に敏感だった⁽²⁶⁾。

大谷の報告書にあったように、1935年の秋、アイルランド長老教会系の文光中学は孔子祭大祭への生徒派遣を断っている。結果、文光中学校長マクワターは、吉林省文教部と何度も面談し、孔子祭参列なしに国への忠誠を示すことは不可能であり、もし今後も生徒派遣を拒否し続けるのであれば、学校閉鎖と宣教師追放もありうると告げられた⁽²⁷⁾。

さらに翌年の春には、遼陽市の文徳中学と育才女子中学（スコットランド教会系）が孔子祭への集団参列を求められる。当時文徳中学の校長は W. S. Morton が、育才中学の校長は A. M. Black（女性宣教師）が務めていた。この時は二校とも廟に生徒を引率し、やむを得ず式典外の時間に廟のなかで「お辞儀」をしたが、以後毎月孔子廟を「訪問」するよう命じられたという⁽²⁸⁾。

7月の新京での会議はその数か月後に開催され、前年明確に参列を拒否した中学の校長マクワターが、同じアイルランド長老教会のジョンストン (H. K. Johnston) と共に呼び出されている。この2名以外のキリスト教側出席者は、デンマーク・ルーテル教会のラスムッセン (Rasmussen)、スコットランド教会のマククリーン (H. B. K. Maclean, 女性宣教師、奉天市の坤光女子中学校長) で、宣教師たちに加えて日本基督教聯盟の主事だった海老沢亮も陪席した。海老沢はこの時ちょうど満洲基督教長老

会大会に招かれて訪満中であった。このほか、各教会の代表者も出席しており、会合に参加した人数はさらに多かったはずだが、具体的な人名は不明である⁽²⁹⁾。対する政府側の出席者には、文教部の役人のほか関東軍将校も含まれていた。

宣教師の報告によれば、会合は友好的雰囲気の中が始まったが、政府側は最後に「文光中学問題」を持ち出し、マクワーターに国法に従うのか否か、「イエス」か「ノー」かで答えるよう迫り、国法に従わない学校は閉校され、宣教師は国外退去処分を受けると言い放ったという。半ば脅しともとれる発言にマクワーターは「イエス」と答えざるを得ず、当局に服従する旨の誓約書まで書かされ、他の宣教師もまたマクワーターの誓約の証人として署名させられた。すでに、ある程度の妥協をしていた各キリスト教学校から言質を取ったわけである。

マクワーターに対する当局の狙い撃ちに近い扱いは文光中学以外のキリスト教学校にも決定的な影響を与え、以後孔子祭参列を拒否する学校はなくなった⁽³⁰⁾。会合の目的はこうして達成された。しかし政府側から提示されたのは、この要求だけにとどまらなかった。

7月の会合では、宣教師たちに「Direction」（指導）と題された冊子が配布され、その内容に関する説明もなされている。冊子の原本は所在不明で原題もわからないが、全文英訳された資料がIMC資料の中に収められている。冒頭では、日本訪問後に皇帝溥儀が発表した「回鑿訓民詔書」（1935年5月）の精神、即ち「日満一体」と「王道主義」、「五族協和」の重要性が説かれ、建国理念の実現に「キリスト教の博愛精神」が貢献し得るとして政府の「期待」が語られる。その後は宗教団体の管理統制の具体的な方法や政府の要求が「宗教団体の統制について」「教会員および伝道師の登録について」「資産と説教に関する年次報告の作成について」という項目ごとに挙げられている。その主な内容は以下のとおりである。

- ・近いうちに大掛かりな宗教団体調査が実施される。
- ・新たに宗教団体を設立する場合は許可が必要で、邪教的な教えは許されない。宗教団体の解散も民生部の指導の下に行われる。
- ・日曜礼拝などの定期的あるいは習慣的な集会以外の会合はすべて開催予定の事前届け出を義務とする。会合の中で、経済、政治の問題を議論してはならない。宗教団体は宗教のことだけに関心を向けるべきである。
- ・教会員、伝道師に関する個人情報の登録を義務付ける。
- ・年次報告、各教派の所有財産、教説内容を所定の調査用紙に記載し1月31日までに提出すること。

このほか、省令の私立学校規則——国レベルの規則が制定されるのは1937年——に関する言及や、「満洲国」の学校教育は「回鑾訓民詔書」の精神に基づかなくてはならず、したがって学校における特定の宗教教育、宗教儀式は今後禁止する、などの義務事項、禁止事項が列挙され、さらに資料の末尾には1月末に回答提出が求められた宗教団体調査のひな型（全部で14の質問項目）が掲載されている⁽³¹⁾。

以上が7月の会合で配布された冊子の内容だが、会合に出席していた宣教師が残した資料は冊子の全訳のみで、会合の中身そのものは報告を聞いた他の宣教師がまとめたものが残るだけである⁽³²⁾。いっぽうこの会合のふた月後の9月21日も奉天で類似した会合が開かれた。この会合にも同様の冊子が配布されたかどうかは定かではないが、7月とは異なり、出席していた宣教師自身がメモを残している——ただし出席者がアイルランド、スコットランド、デンマークの各教会所属の宣教師3名ということまでは明らかだが⁽³³⁾、メモを取ったのが誰か不明である——。

このメモによると、まず7月と同様、役人によって「回鑾訓民詔書」の精神が繰り返して強調され、悪しき思想の蔓延を防ぐ必要性が説かれた。役人や警察官が入り代わり立ち代わりスピーチを行っており、メモの主

は最後に重視すべきポイントとして、思想、ポスター掲示は要許可、教科書は当局に送付し指導を受ける、学校教職員の履歴書をコピーして学期のはじめに送ること、と記し「学校はよい質を保ち、建国の精神に従わなくてはならない。さもなくば閉校させられる」と記している。このようにメモからは、思想統制が強化され、キリスト教学校に対する圧力がかつてないほど強まっていることがうかがえる。いっぽうこのメモには、宗教団体そのものを厳格な管理の下に置こうとする政府の意向については全くと言っていいほど触れられていない。少なくともこの資料からは、「満洲国」のキリスト教教育の主たる担い手であったスコットランド教会とアイルランド長老教会の宣教師たちが、偶像崇拜を妥協して受け入れ学校を存続させるかどうかという問題に最大級の関心を抱いていたことが確認できよう。

これらの宣教師資料が示しているのは、「暫行寺廟及布教者取締規則」を發布する2年前に、政府がキリスト教界に対し宗教団体の管理統制の強い意志を調査項目の具体的な方法とともに伝えていたこと、その直接的な動機が、わずか一校のキリスト教学校による孔子祭参加拒否であったことである。全国レベルの宗教管理法整備は建国当初からの課題であり、こうした事件が規則の制定を決定づけたとまでは言えないが、早急な制定を後押しする要素となったことは明らかであろう。

4) 「暫行寺廟及布教者取締規則」

北満調査に基づく報告書が発行された翌年の1938年9月24日、建国以来の課題であった全十四条の宗教管理法令「暫行寺廟及布教者取締規則」（以下「取締規則」と表記）が民生部令第九十三号として發布された。

1933年に策定され發布には至らなかった「規程案」のなかで、「取締規則」に唯一反映されなかったのは第9条の寄付金募集に関する規定の

みで、そのほかの内容はほぼ引き継がれている。しかし「規程案」にはない新たな規定も加えられた。そしてこれこそが『取締』の意図を最もよく示すものであった。

対照表2に示したように、「取締規則」に新たに加えられた中身としては、たとえば第一条の寺廟の定義には、「規程案」になかった布教者の定義が記されたほか、第二条11の「布教方法」の報告義務や第八条の不動産情報の台帳記載規定がある。これらは前節で見た宣教師に配布された冊子の内容と重複している。「規程案」にも不動産情報の報告義務が定められているが、「取締規則」は不動産情報の報告に加えて、宗教団体にも自ら台帳を常備し情報を管理するよう求めた。さらに最も重大な相違が以下に挙げる罰則規定の挿入である。上述の通り「規程案」には公序良俗を求め迷信を禁止する条文はあったものの、明確な罰則規定は盛り込まれなかった。いっぽう「取締規則」は第十条から第十三条がすべて罰則規定である。

「満洲国」における宗教統制とキリスト教

対照表 2

対照表 2	『宗教宣布及寺廟ニ関スル規定』(案) 1933 年	第九条	『暫行寺廟及布教者取締規則』 1938 年制定	備考
<p>第一条</p> <p>宗教ノ宣布ニ従事セントスルモルハ左ノ事項ヲ具シ又教部部長ニ届出ツベシ</p> <p>一 経歴</p> <p>二 教別、宗派ノ名称</p> <p>三 宗教上ノ資格</p> <p>四 布教上ノ方法</p> <p>一三 所属僧侶、道士及教師等ノ氏名年齢</p> <p>第十三項</p>	<p>第九条</p> <p>布教者ヲラントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ住所又居所ヲ管轄スル省長又ハ新京特別市長ニ届出ツベシ</p> <p>一 氏名、本籍、現住所及生年月日</p> <p>二 履歴並ニ資格及其ノ証明書</p> <p>三 就職スベキ年月日</p> <p>四 職名</p> <p>五 宗派系統及所属寺廟</p> <p>六 布教方法及布教費ノ支出方法</p> <p>前項ノ布教車退職又ハ死亡シタルトキハ本人又ハ寺廟ノ代表者ハ運部ナク之ヲ所轄省庁又ハ新京特別市長ニ届出ツベシ</p>	<p>第一条</p> <p>本規程ニ於テ寺廟ト称スルハ宗教ノ宣布又ハ礼拝ノ用ニ供スル寺、廟、宮、庵、教会、説教所ヲ謂フ</p>	<p>『暫行寺廟及布教者取締規則』の第六條、第八條は新編に挿入されたもの。</p>	
<p>第二条</p> <p>寺廟ノ設立ニハ左ノ事項ヲ具シ又教部部長ノ許可ヲ受クベシ</p> <p>一 名称</p> <p>二 設立地</p> <p>三 事由</p> <p>四 所属教別、宗派ノ名称</p> <p>五 本尊、祭神又ハ供養仏</p> <p>六 祭祀礼拝ノ名称及其ノ期間</p> <p>七 土地ノ面積、図面及境内地、周囲ノ状況</p> <p>八 建築物ノ種別面積、構造及図面</p> <p>九 設立費及其ノ支弁方法</p> <p>一〇 設立着手及終了予定期日</p> <p>一一 維持方法</p> <p>一二 設立者及其ノ管理者ノ住所氏名</p> <p>一三 所属僧侶、道士及教師等ノ氏名年齢</p> <p>一四 信徒数</p> <p>一五 付帯事業ノ種別其ノ概要</p>	<p>第二条</p> <p>寺廟ヲ設立セントスルトキハ其ノ設立者ハ左ノ事項ヲ具シ民生部大臣ノ許可ヲ受クベシ</p> <p>一 事由</p> <p>二 名称</p> <p>三 設立地</p> <p>四 宗教系統</p> <p>五 国内又ハ国外ニ於ケル他ノ寺廟トノ間ニ本末關係アルトキハ其ノ關係</p> <p>六 主祀及併祀ノ神仏</p> <p>七 祭祀ノ名称及其ノ期間</p> <p>八 堂宇其ノ他境内付属建物ノ位置、種別、構造、用途、面積及図面並ニ境内地ノ面積、図面及周囲ノ状況</p> <p>九 設立費及其ノ支弁方法</p> <p>十 建築ノ起工及竣成予定期日</p> <p>十一 布教方法</p> <p>十二 維持方法</p>	<p>第一条</p> <p>本規程ニ於テ寺廟ト称スルハ寺廟、教会、布教所等宗教ノ教義ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式ノ執行ヲ為ス施設ヲ謂ヒ布教者ト称スルハ住持、僧侶、道士、教師、教師等宗教ノ教義ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式ノ執行ニ従事スル者ヲ謂フ</p>	<p>『暫行寺廟及布教者取締規則』の第六條、第八條は新編に挿入されたもの。</p>	

<p>第四条</p>	<p>寺廟の移転併合又ハ廃止ニハ左ノ事項ヲ具シ文教部総長ノ許可ヲ受クヘシ</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 移転併合又ハ廃止セラレハキ寺廟ノ名称及所在地 二 移転先地名土地ノ面積、図面及境内地、周囲ノ地 三 移転併合又ハ廃止サラルヘキ寺廟ノ名称及所在状況 四 移転併合又ハ廃止所要ノ費用額及其ノ支弁方法 五 移転併合又ハ廃止ノ着府及終了予定期日 六 移転併合又ハ廃止ノ理由 	<p>第四条</p>	<p>十三 寺廟ノ代表者トナルベキ者ノ氏名、本籍、現住所、生年月日、履歴並ニ資格及其ノ証明書</p> <p>十四 所屬布教者ノ職名及定員</p> <p>寺廟ノ再興ハ新設ト看做ス</p> <p>寺廟ノ設立ヲ完了シタルトキハ選滞ナク其ノ旨民生部大臣ニ届出ヅベシ</p>
<p>第五条</p>	<p>寺廟ハ其ノ所有ニ屬スル財産及宝物ニ関シ左ノ事項ヲ具シ文教部総長ニ届出ツベシ</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 寺廟敷地並ニ寺廟所有地ノ所在地地面積及地価 二 建物ノ所在地種別名称構造及面積 三 宝物ノ名称員數品質形状尺寸作者及由来 四 宝物ノ名称員數品質形状尺寸作者及由来 <p>本規程第二章ノ規定ニ依リテハ一月以内ニ文シタル後該事項ニ変更ヲ生シタルトキハ一月以内ニ文部大臣ニ届出ツベシ</p>	<p>第五条</p>	<p>寺廟ヲ廃止又ハ併合セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ民生部大臣ノ許可ヲ受クベシ</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事由 二 廃止又ハ併合セラレベキ寺廟ノ名称及所在地 三 併合スベキ寺廟ノ名称及所在地 四 廃止又ハ併合セラレベキ寺廟ニ屬スル土地、建物其ノ他ノ財産ノ処分方法 <p>寺廟ノ廃止又ハ併合ヲ完了シタルトキハ選滞ナク其ノ旨民生部大臣ニ届出ツベシ</p> <p>寺廟ヲ移転セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ民生部大臣ノ許可ヲ受クベシ</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事由 二 移転地 三 堂宇其ノ他境内内付属建物ノ位置、種別、構造、用途、面積及図面並ニ境内地ノ面積、図面及周囲ノ状況 四 移転費及其ノ支弁方法 五 建築ノ起工及竣成予定期日 <p>寺廟ノ移転ヲ完了シタルトキハ選滞ナク其ノ旨民生部大臣ニ届出ヅベシ</p>
<p>第六条</p>	<p>寺廟ノ代表者ハ寺廟ノ設立後選滞ナク寺廟ニ屬スル財産ニ関シ左ノ事項ヲ具シ所管省庁又ハ新京特別市長ニ届出ツベシ其ノ事項ニ重要ナル変更アリタルトキ亦同シ</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 宝物ニ在リテハ其ノ名称、員數、形状、品質、寸尺、作者及伝来 二 土地ニ在リテハ其ノ所在地、地目、面積、価格及境内地境外地ノ区別 三 建物ニ在リテハ其ノ位置、名称、種別、構造、用途、面積、価格及境内地ニ在ルモノト境外地ニ在ルモノトノ区別 	<p>第七条</p>	<p>寺廟ノ代表者ハ寺廟ノ設立後選滞ナク寺廟ニ屬スル財産ニ関シ左ノ事項ヲ具シ所管省庁又ハ新京特別市長ニ届出ツベシ其ノ事項ニ重要ナル変更アリタルトキ亦同シ</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 宝物ニ在リテハ其ノ名称、員數、形状、品質、寸尺、作者及伝来 二 土地ニ在リテハ其ノ所在地、地目、面積、価格及境内地境外地ノ区別 三 建物ニ在リテハ其ノ位置、名称、種別、構造、用途、面積、価格及境内地ニ在ルモノト境外地ニ在ルモノトノ区別

「満洲国」における宗教統制とキリスト教

第八条	<p>寺廟ノ財産又ハ宝物ヲ処分セントスルトキハ其ノ事由ヲ明細ニ具シテ文教部總長ノ許可ヲ受クヘシ</p> <p>寺廟ノ建物又ハ宝物ヲ亡失シタルトキハ其ノ日時願末ヲ具シ十五日以内ニ文教部總長ニ届出ツヘシ</p>		<p>四 前各号以外ノ財産ニ在リテハ其ノ種類及価格</p> <p>五 財産ノ管理及処分方法</p>
第九条	<p>寺廟ニシテ寄付金ヲ募集セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シテ省特別区特別市ノ長官ノ許可ヲ受クヘシ</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 募集金額 二 募集ノ区域 三 募集ノ期間 四 募集ノ方法 五 募集ノ人ノ氏名年齢、住所及職業 六 		<p>(相当する条文なし)</p>
第十条			<p>(相当する条文なし)</p>
第十一条	<p>寺廟管理者ハ毎年十二月末日現在ノ左ノ事項ヲ翌年一月末日限り文教部總長ニ届出ツヘシ</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 所屬僧侶通士及教師等ノ異動 二 信徒数性別及戸数 三 布教及礼拝ノ状況 四 財産目録 五 歳出入 六 付帯事業ノ種別及概況 		<p>(毎年宗教団体の所定の情報を報告する義務を定めた条文はないが、第二条の定める情報に変更が生じた際の報告義務が第三条に規定されている。)</p>
第十二条			<p>(相当する条文なし)</p>
第十三条	<p>公安ヲ害シテ風教ヲ害シテ國家ノ目的ニ背反スルカ如キ宗教ヲ宣布シ又ハ妄ニ迷信ニ属スル行為ヲ為スヘカラス</p>	<p>第十条 第十一条 第十二条 第十三条</p>	<p>民生部大臣寺廟ニ付公益ニ反シ其ノ他存立ヲ許スベカラザル事由アリト認ムルトキハ設立ノ許可ヲ取消スコトアルベシ</p> <p>寺廟ノ代表者本令ニ定ムル届出ヲ為スコトヲ怠リタルトキハ民生部大臣又ハ所轄省長若ハ新京特別市長ハ代表者ノ許可ヲ取消スコトヲアルベシ</p> <p>所轄省長又ハ新京特別市長布教者ニシテ公安又ハ風俗ヲ害スルノ行為アリト認ムルトキハ布教者ノ他ノ義務ノ執行ヲ停止又ハ禁止スルコトヲ得</p> <p>許可ヲ受ケズシテ寺廟ノ設立、廃止、併合又ハ移転ヲ為シタル者ハ二百円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス</p>

- 第十條 民生部大臣寺廟ニ付公益ニ反シ其ノ他存立ヲ許スベカラザル事由アリト認ムルトキハ設立ノ許可ヲ取消スコトアルベシ
- 第十一條 寺廟ノ代表者本令ニ定ムル届出ヲ為スコトヲ怠リタルトキハ民生部大臣又ハ所轄省長若ハ新京特別市長ハ代表者ノ許可ヲ取消スコトアルベシ
- 第十二條 所轄省長又ハ新京特別市長布教者ニシテ公安又ハ風俗ヲ害スルノ行為アリト認ムルトキハ布教其ノ他ノ教務ノ執行ヲ停止又ハ禁止スルコトヲ得
- 第十三條 許可ヲ受ケズシテ寺廟ノ設立、廃止、併合又ハ移転ヲ為シタル者ハ二百円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス

第十條は公益を害する宗教団体の禁止，第十一條は届出不備の場合の許可取り消し，第十二條は公安，風俗を害する布教者の資格停止，第十三條は設立，廃止，合併を無許可でおこなった場合の罰金刑がそれぞれ定められている。中でも，公益や公安，風俗の定義や判断基準を明記していない第十條，第十二條は，当局に法運用上の大きな裁量権を与え，さじ加減一つで恣意的な取り締まりを可能にしたという意味で，注目に値する条文である。

2 信教の自由か，教会の存続か

こうして発布された「暫行寺廟及布教者取締規則」を，宣教師たちはどのように受け止めたのだろうか。

当時満洲にはキリスト教伝道を中心的に担っていたスコットランド教会，アイルランド長老教会，そして規模は小さいが両教会と協力関係にあったデンマーク・ルーテル教会のほか，さらに小規模のプレズレン，

メソジスト教会、カナダ長老教会、アメリカの南部バプテスト連盟、ノルウェー・ルーテル教会、アメリカ長老教会、カナダのバプテスト派、改革長老教会が伝道していた。これらの教会ないし教会から派遣された宣教師のうち、「取締規則」を批判し明確に反対を表明したことが資料的に確認できるのは、第1章第1節で取り上げた大谷の報告書が言及している南部バプテスト連盟の宣教師レオナルドと、彼を含む十数名の北米宣教師のみである。後者にはレオナルドのほか、アメリカ長老教会、カナダのバプテスト派、改革長老教会の宣教師が含まれている⁽³⁴⁾。

この人物、チャールズ・レオナルドは、Louisvilleの南部バプテスト神学校を卒業後、1910年に中国、山東省に渡り、同地で1924年まで伝道に従事、その後、宣教師が極端に少なく、南部バプテスト連盟も拠点を持っていなかった北満、ハルビンで伝道を開始した⁽³⁵⁾。彼が中国人伝道と並んで特に力を注いだのが、革命によってハルビンに来ていた亡命ロシア人の保護だった。彼は強烈な反共主義者でもあり、そのことも亡命ロシア人への献身的な奉仕を促していたようである。

彼が反発していたのは共産主義だけではなく。自伝には日本に対する激的な反感と厳しい批判が繰り返し記されている——注を付けておらず、自身の体験以外は何を根拠に書かれているかが不明のため、叙述の内容は慎重に読み解かなくてはならないが——。大谷の報告書でレオナルドをスパイ扱いしていることは先に触れたが、彼も十分それを承知していた。だが彼からすれば、スパイの被害を受けているのは教会の側だった。レオナルドは「満洲国」が成立してから社会の空気が急速に変わったことに触れながらこのように言う。「我々を一番悩ませたのは、主の業に対する彼らの熱心な妨害だった。どこにいても彼らに追い回され多くの時間が無駄になった。中国人、ロシア人、日本人、そして朝鮮人スパイが時には家にあがりこみ何時間も帰ろうとしなかった」⁽³⁶⁾。このほかにも彼は、列車の中でレオナルドと親しく話をただけで連行さ

れ、何時間も尋問されて宣教師はスパイだと言い含められた中国人クリスチャンの例⁽³⁷⁾、ある集会で宣教師が使徒言行録4章12節の「この方以外に救いはない」を引いたところ、その場にいた日本人の役人が怒りをあらわにし「中国を救うのは日本だけだ」と叫んだこと⁽³⁸⁾、どこに行くにも何に乗るにも、荷物検査があり、訪ねた先の警察への報告義務があったこと⁽³⁹⁾、郵便は検閲され⁽⁴⁰⁾、ハルビンの町中にホームレスが増えたことなど⁽⁴¹⁾、厳しい監視のもとに置かれていた宣教師の生活や、人々の困窮ぶりを生々しく記録している。植民地朝鮮の神社参拝、天皇崇拝の強制にも触れ厳しく批判している。

しかし、これだけ日本の支配を厳しく批判しているにもかかわらず、レオナルドと彼の仲間の宣教師たちが「暫行寺廟及布教者取締規則」をどのように受け止め、いかなる対策を考えたのかについて、彼の自伝はほとんど語っていない。だが、IMC アーカイブや、アイルランド長老教会宣教師フルトン (Austin Fulton) の著書⁽⁴²⁾に引かれている一次資料からは、レオナルドの当局に対する抗議や反対運動が相当目立っていたことが読み取れる。以下、これらの資料に基づきレオナルドの言動を再現してみよう。

レオナルドが南部バプテスト連盟の海外伝道局秘書マドリーに宛てた書簡 (1939年3月10日付)⁽⁴³⁾ およびフルトンの資料⁽⁴⁴⁾によると、彼はまず「取締規則」で求められている牧師としての登録や教会の届け出を自ら拒否することを宣言し、近い中国人信徒たちにも登録しないよう助言した。さらに規則の改訂を要求するために新京まで出向いて、日本人と中国人のクリスチャン、「満洲国」の役人に面会した。相前後して (おそらく新京に行く前)、1938年12月3、4日の両日、ハルビンで北米宣教師らと会合を持ち、改善すべき「取締規則」条文を列挙した要望書を作成した⁽⁴⁵⁾。レオナルドの書簡には、日本人牧師と朝鮮人牧師がこの要望書を政府に提出することになっていると書かれている

が、実際に提出されたことは確かであるものの、その具体的な状況までは不明である。いっぽうで彼は、規則に対する強い懸念と批判を記した15ページに及ぶ長大な申し入れ書を1939年1月20日付で民生部宛てに書いた。彼が第一稿としているこの申し入れ書は、よりマイルドで控えめな最終稿と合わせて伝道局宛の書簡に同封された。彼は書簡の中で、最終稿を持ってこれから新京に行くつもりだとも記している。

書簡を受け取った伝道局のマドリーは、寝耳に水の知らせに驚き、事の重大性に鑑み、これをバプテスト教会内部にとどめておくことは望ましくないと判断、ただちにニューヨークのIMC本部に手紙と添付資料とを複写して転送した⁽⁴⁶⁾。コピーを受け取ったIMCの秘書ウォーンハウスは、満洲に宣教師を派遣しているスコットランド教会との情報共有が必要であると考え、エディンバラの同教会海外伝道委員会秘書キッドに複写の複写を送付した⁽⁴⁷⁾。キッドはこの件についてはスコットランド教会の宣教師からの報告によってではなく、IMCから転送されてきた資料で知ったわけである。しかし「取締規則」の発布とその中身については、すでに現地の宣教師から伝えられており、IMCへの返信に「取締規則」の英訳 *Temporary Regulations for Temples and Missionaries* 全文を同封している⁽⁴⁸⁾。

転送が繰り返される中で落ちてしまったのか、あるいは最初の段階でマドリーがウォーンハウスに送らなかったのかは定かではないが、IMC資料の中に収められているのは、レオナルドの手紙と申し入れ書の第一稿のみで、彼が民生部に提出するつもりだと書いた最終稿は見当たらない。実際に民生部に提出された要望書は、上述のハルビンでの宣教師たちの会合で作成されたようだが⁽⁴⁹⁾、筆者は未だこの文書の全文を入手できておらず、現時点ではフルトンが部分的に引用したものに頼るほかない。その限りにおいてはあるが、この要望書ではところどころ1939年1月20日付のレオナルドの第一稿と同一の言い回しが用い

られているので、レオナルドがたたき台を作成したことはほぼ間違いな
いと考えられる。

レオナルドは名文家とはいいがたく、15ページにわたる民生部宛書
簡第一稿も、重複、論理的整合性の欠如、事実と異なる思い込みが散見
され、長さに対して中身はさほど濃くはない。繰り返し強調されるのは、
バプテスト教会がその歴史の中で、教会と国家の分離と信教の自由のた
めに闘ってきたこと、その闘いの最前線に自分もいるという使命感であ
る。そして「取締規則」の問題点を以下のように複数挙げてそれらの変
更を求めている。まず教会の設立、解散、移転、伝道者の招へい、退任、
維持方法など教会のあらゆる決定事項に政府の許可を求めた第二条、第
四条、第五条、第七条を挙げ、これらの規定は信教の自由、良心の自由
を侵害すると批判する。興味深いのは、伝道者が辞任したくてもできず、
いったん入会した会員が教会を辞めたくてもできないという点を強調し
ていることだ。信じるのをやめてしまった神を拝礼し続けるのは良心の
自由の侵害に当たるというわけである。解散に許可が必要であるという
規定も、組織の自発性を破壊し、国家の言いなりになることだと主張す
る。また反共主義者の彼らしく、信教の自由の否定は、神が与えた権利
を奪い人間を国家の道具にしてしまう共産主義、もしくは他の政体の特
徴だとも述べる。

さらに「公益ニ反シ其ノ他存立ヲ許スベカラザル事由アリト認ムルト
キハ設立ノ許可ヲ取消スコトアルベシ」と定めた第十条、「公安又ハ風
俗ヲ害スルノ行為アリト認ムルトキハ布教其ノ他ノ教務ノ執行ヲ停止又
ハ禁止スルコトヲ得」とした第十三条については、彼がこれまでに経験
した出来事を挙げ、それらの経験が、規則ができることによって追認さ
れ正当化されると懸念する。たとえば、単に気にいらぬという理由で
地方の小役人に聖書の販売を妨害された経験や、纏足の習慣を説教で批
判したところ役人はみな纏足廃止に反対したことなどで、第十条や第

十二条によって、役人の個人的な好悪の感情が「その他存立を許すべからざる事由」に全く安易にすり替えられてしまうという。

当時植民地朝鮮で強制されていた神社参拝が「満洲国」にも波及してくることを恐れていたレオナルドは、最後に「取締規則」の変更と並んで神社参拝が強制されるのではなく真の神が礼拝されることを期待すると述べて長い願い書を終えている。

いっぽうレオナルドとは対照的に、満洲伝道の中心的担い手だったスコットランド教会、アイルランド長老教会は何の行動も起こさなかった。抵抗が無駄に終わるのであろうこともその理由だった。無論彼らが宗教法制に関心がなかったわけでは決してない。アイルランド長老教会の宣教師として1930年から1941年まで奉天で活動したフルトンは、レオナルドの行動や主張にも共感している。しかしながら彼は「満洲中会はこの規則に関しても他の政府の規制に関しても議論することはなかった。警察が見張っていたので、誰もこの規則を好んではいなかったが、何かできることがあるとは考えていなかった」と述べている⁽⁵⁰⁾。両教会の宣教師たちが組織していた宣教師会議も、「満洲国」政府がこうした抗議に耳を傾けるはずがないと考えていたという⁽⁵¹⁾。

両教会がレオナルドの属するバプテスト教会と教会制度を異にすることも、抵抗しなかったもう一つの理由である。各個教会主義を取るバプテスト教会は、伝道地の宣教師が自らの判断に基づいて、母教会の意向から比較的自由的な（フルトンの言葉では母教会から完全に独立した）行動をとった。レオナルドの主張は満洲の教会も南部バプテスト連盟も代表せず、彼個人の見解以上でも以下でもないということである。他方、長老制つまり中会主義をとるスコットランド教会、アイルランド長老教会は、何よりも彼らもその一員である現地教会の満洲基督教長老会（八中会を擁する）に対し責任を負っていた。良心に従って規則に抵抗すれば満洲基督教長老会の各所属教会に大きな影響が及ぶことを宣教師たち

は強く懸念していた⁽⁵²⁾。

上述のIMC 秘書ウォーンハウスからの手紙でレオナルドの抗議も知ったスコットランド教会海外伝道委員会委員長のキッドも、ウォーンハウスへの返信の中で「いかなる形であれ拜礼の強制に妥協しないというのが我々の基本的な立場だが、 unnecessary 注目を集めないよう注意しなくてはならない」と述べ、レオナルドは教派間にせつせと分裂をもたらそうとしていると批判している⁽⁵³⁾。

こうした教会制度の違いに加えて、規則が施行されるはるか以前から、すでに警察による監視と統制が徹底しているので、「取締規則」そのものによって何か目に見える形で影響が生じるとは断言できなかった。それだけでなくフルトンは「取締規則」によって教会に合法的地位が与えられ、警察の恣意的な介入がなくなるという現実的な側面も認めてさえいる⁽⁵⁴⁾。スコットランド教会、アイルランド長老教会の宣教師たちにとっては、実際に弊害をもたらすか否かわからない「取締規則」よりも、ちょうどこのころ彼らが直面していた民生部からの孔子祭参列強制や、キリスト教教育の存続問題のほうがはるかに差し迫った課題だったといえるだろう。

おわりに

レオナルドが他の宣教師とともに民生部に「取締規則」の改訂を申し入れたことによって、彼らの伝道活動に何らかの圧力が加えられたのかといえ、レオナルド自身も記しているように、当局による「弾圧」が加えられた形跡はない。

康德七年（1940年）12月に、教会やキリスト教諸事業の詳細を網羅した『基督教調査報告書』（康德七年12月）が刊行されたが、これは、宗教団体にあらゆる情報の提出を義務付けた「取締規則」の一つの成果

ともいえる。しかし「取締規則」の施行がすでに日常化していたキリスト教に対する監視と統制を法的に正当化したといっても、このことによって教会の活動が委縮したわけでもない。たとえばスコットランド教会とアイルランド長老教会の宣教師が所属していた満洲基督長老会はむしろ伝道が進展し、洗礼希望者はひきも切らず、聖書の勉強会も各地で開かれ、教勢は順調に伸びつづけたという⁽⁵⁵⁾。

その後宣教師たちは、「取締規則」の直接の影響を感じ取るものなまま、日米開戦に伴って伝道地満洲からの退去を求められ、その一部は中国、日本各地の収容施設に送り込まれた。宣教師退去後の「満洲国」のすべての教会は、政府の要請とそれに基づく日本人牧師の指導によって、1942年7月に日本の合同教会に倣った満洲基督教会に統合され、「国民儀礼」としての神社参拝も要求されるようになる。教派毎に異なる儀式も統一化され、バプテスト教会はそのアイデンティティの核でもある「浸礼」方式の洗礼式を禁じられ、簡易方式が押しつけられた⁽⁵⁶⁾。レオナルドが最も重んじた「信教の自由」は、「規則」によってよりも、政府と日本人キリスト者の指導と圧力によってはく奪されたのである。

注

- (1) 管見の限りでは、満洲で発行されていた新聞と本稿でも用いる『吉林、間島、濱江各宗教調査報告書』によって考察した以下の論文以外見当たらない。田中隆一「『満洲国』の宗教政策と挑戦キリスト教運動」『世界人権問題研究センター研究紀要』20号、世界人権問題研究センター、2015年。
- (2) 荻野富士夫「解説 治安維持法成立・「改正」史」荻野富士夫編『治安維持法関係資料集』第4巻、新日本出版社、1996年、760頁。
- (3) 満洲国司法部法務司編纂『満洲国司法資料』2、大同二年、序。
- (4) 荻野富士夫前掲書、757-758頁。
- (5) 「満洲国文教部ノ宗教宣布及寺廟ニ関スル規定公布方ニ関スル件」JACAR(ア

ジア歴史資料センター) B05016188100 参考資料関係雑件／宗教, 病院, 図書館, 博覧会, 教会関係 第一巻 (H.7.2) (外務省外交史料館)。

- (6) 「満洲国におけるキリスト教教育と国民道徳」『現人神から象徴天皇制へ』(刀水社, 2017年)所収。本書221頁で筆者は以下のように述べている。「建国の理念とそれに見合った教育の指針が発表された間もない11月, 満洲国文教部は全14条からなる「宗教宣布及寺廟ニ関スル規程」を制定した。」依拠した資料には「本年11月に制定されることになった」とあったため, 十分な確認を怠ってこのように記したが, 実際には文教部の部令としてこの規程が發布された形跡はない。この叙述は史料批判不足による誤りであり, 正しくは「制定が予定されているとの報告があったが, 実際には發布された形跡はない」と記すべきである。ただし, この規程案が宗教団体を管理統制しようという「満洲国」政府の意志の表れであるという前著における筆者の解釈に変更を加える必要はないと考える。
- (7) 平山洋「朝鮮総督府の宗教政策」。源了圓, 玉懸博之共編『国家と宗教: 日本思想史論集』所収論文, p.494。
- (8) 同上, p.494-495。
- (9) 機密第348號, 昭和8年11月27日付, 在新京総領事吉澤清次郎より在満洲国特命全權大使菱刈隆宛「満洲国文教部ノ宗教宣布及寺廟ニ関スル規定公布方ニ関スル件」(第4画像)。
- (10) 『満洲国文教年鑑』國務院文教部, 康德元年三月, 一〇六四頁。
- (11) 同上。
- (12) 『省政彙覧 奉天省篇』第八輯, 國務院総務庁情報処, 康德三年(1936年)十一月, 五一四頁。
- (13) 大谷が評価する仏教は, あくまでも皇道佛教であり, 社会福祉事業に熱心な普濟佛教会などは反滿抗日的企図を企てる団体として注意を喚起している。『吉林, 間島, 濱江各宗教調査報告書』民生部社会司, 康德四年(1937年)十一月, 15頁。

「満洲国」における宗教統制とキリスト教

- (14) 同上, 17頁。
- (15) 同上, 51-57頁
- (16) 同上, 97-98頁。
- (17) 同上, 32-33頁。
- (18) 同上, 38頁。
- (19) 注29を参照。
- (20) 同上, 126頁。
- (21) 同上, 127頁。
- (22) 同上, 129頁。
- (23) 同上, 133頁。なお同年6月6日, 中華民国と「満洲国」に住む日本人を対象とした全18条からなる法令「在満洲国及中華民国寺院, 教会, 廟宇其ノ他ノ布教所規則」(外務省令第9号)が「在満洲国及中華民国神社規則」(外務省令第8号)と同時に発布されていることにも注目しておく必要がある。当時, 関東州と満鉄付属地に関東局令の宗教規則があったほかは, 「満洲国」にも中華民国占領地にも日本人の宗教団体を管理する規則は制定されていなかった。この時期はちょうど治外法権撤廃を目前に控えていたが, 神社を含む在満日本人の宗教団体の管理については撤廃後も引き続き日本政府が管轄権を保持することになっていた。こうした事情を背景に, 外務省はすでに発布されている関東州及鉄道付属地の関東局令に加えて省令「布教所規則」を発布した。この法令の内容を見ると, 設立許可申請の項目(第二条)や, 財産管理に関する規定(第九条, 第十条), 3人以上の総代に関する規定(第十六条)などいずれも1933年に策定された「規程案」との類似性が認められる。しかしそのいっぽうで規程案にはなく朝鮮総督府の「布教規則」にはある罰則規定が盛り込まれている。「満洲国および中国における神社, 寺院, 教会廟宇其他布教所関係一巻」(昭和11年6月6日省令第8, 9号) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B04012511500 (I,2,0) (外務省外交史料館)。ところが発布されてからまもなく, 「満洲国」はこの省令の適応対象から外されることになった。「在外青年学校令,

在満洲国及中華民国神社規則及在満洲国及中華民国寺院、教会、廟宇其他ノ布教所規則中改正ノ件」(昭和12年11月9日)JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.B04012511500 (I,2,0) (外務省外交史料館)。

- (24) “Statement re Enforcement of Confucian Temple Worship in Christian Schools in Manchukuo, Moukden,” 12th November, 1936, International Missionary Council Archives, 1910-1961, WCC, Geneva, Sino-Japanese Relations, no.265026 (以下、IMC, no.265026 と略。なおこの資料は IDC Publishers が London University SOAS 所蔵の資料をマイクロ化した “Missionary Archives on Asia” に収められているものである)。
- (25) 7月の会合については『満洲日報』(1936年7月9日)も報じているが、話し合いの中身までは触れておらず宣教師資料よりも情報量もはるかに少ないので、ここでは特に取り上げない。なお田中隆一が、朝鮮キリスト教運動との関連から同新聞を用いて「満洲国」の宗教政策を考察している。田中, 2015年。
- (26) キリスト教学校に対する孔子祭参加強制については、前掲拙稿(2017年)を参照のこと。
- (27) Ibid.
- (28) Ibid.
- (29) 宣教師以外に誰が出席したのかは不明だが、民生部厚生司『宗教調査資料 基督教調査報告書』(第七輯, 康德七年十二月)には、「康德三年七月六七日文教部において全国各派代表的二十名を招集して懇談会を開催し、現状や意見を聴取するとともに統制問題に関して協議がなされた」とある。『報告書』274頁。これはおそらく宣教師が出席したものと同一の会合であろう。ちなみにこの会合がきっかけとなって、同年十二月に「満洲国」の各教会を束ねる「満洲基督教聯合会」が結成された。
- (30) もっともスコットランド、アイルランド両教会は間もなく中学校の閉校を決定し、キリスト教主義の節操を保つ道を選択する。このいきさつについては前掲拙稿(2017年)を参照されたい。

「満洲国」における宗教統制とキリスト教

- (31) IMC 資料にある調査表の全訳は以下の通り。1. 教派の名称, 2. 本部の所在地, 3. 関連支部の情報, 4. 代表者氏名, 5. 代表者の国籍, 6. 教派の沿革, 7. 現在の状況, 8. 組織, 9. 職員, a. 外国人男女の数, その国籍, b. 満洲国人男女の数, 10. 教職者の数, a. 外国人男女, b. 満洲国人男女, 11. 財政状況, a. 基本財産 (寄付されたもの), b. 年間収入 (i) 不動産収入, (ii) 献金収入, (iii) 教会本部からの支援金, (iv) 空欄, (v) 総額年収, c. 年間支出, (i) 給与, (ii) 教会の維持管理費, (iii) 学校の維持管理費, (iv) 病院の維持管理費, (v) 空欄, (vi) 空欄, (vii) 支出総額, 12. 教会の統計数字, a. 担当教区 (伝道, 巡回担当地), b.a. の所在, c. 教会及びそこから派生した教会, d.c. の数, e. 集会 (教会建設前の), f.e. の数, 13. その他の教会事業, 14. 特記事項。
- (32) “Statement re Enforcement of Confucian Temple Worship in Christian Schools in Manchukuo, Moukden.”
- (33) Ibid., p.3.
- (34) Austin Fulton, *Through Earthquake Wind and Fire*, the Saint Andrew Press, 1967, p.364.
- (35) 以下, レオナルドのライフヒストリーに関する叙述は, 彼が著した自伝に拠っている。Charles A. Leonard, *Repaid a Hundredfold*, W.B. Eerdmans Publishing Company, 1969.
- (36) Ibid., p.210.
- (37) Ibid.
- (38) Ibid., p.211.
- (39) Ibid., p.211.
- (40) Ibid., p.214.
- (41) Ibid., p.217.
- (42) Austin Fulton, 1967.
- (43) From Leonard to Maddy, dated March 10, 1939, IMC archives. Maddy はアメリカ南部バプテスト教会海外伝道局秘書。

- (44) Fulton, p.364-365.
- (45) Ibid., p.365.
- (46) From Maddy to Warnhuis, dated May 5,1939, IMC archives.
- (47) From Warnhuis to Kydd, dated May 11, 1939, IMC archives. ウォーンハウスはスコットランド教会のほか、アメリカ長老教会海外伝道局にもこの情報を転送した。IMC 資料に同伝道局秘書フーパーからの受領の返事が収められている。From Hooper to Warnhuis, dated June 21, 1939, IMC archives.
- (48) From Kydd to Warnhuis, dated 2nd June, 1939, IMC archives. なおスコットランド教会外国伝道委員会議事録によれば、Fulton は 1938 年 10 月 20 日付の手紙で、「取締規則」が発布されたことを同委員会に伝えている。Meeting of 29th November 1938, Convener's Sub-Committee, 4696. Manchuria: Establishment of Juridical Person, Minutes of Foreign Mission Committee 1938-1939, p.152-153.
- (49) Fulton, p.365. ここに掲載されているのは書簡の一部のみで、実際の分量は不明。
- (50) Ibid., p.152.
- (51) Ibid., p.153.
- (52) Ibid. スコットランド教会、アイルランド長老教会の宣教師と現地教会との関係については、渡辺前掲書（2017 年）を参照。
- (53) A Letter from Kydd to Warnhuis, Edinburgh 2nd June 1939, IMC, no.265026. Warnhuis はニューヨークの世界宣教協議会（IMC）秘書。この手紙はレオナルドの抗議を知らせてきた Warnhuis への返信で、手紙には『暫行寺廟及布教者取締規則』の英文全訳が添付されている。また手紙の中でキッドは、日本で成立した宗教団体法と同様の強権的な法律が「満洲国」にも適用されるのではないかという懸念を記している。『暫行寺廟及布教者取締規則』は、文字通り「暫行temporal」であるという理解から、このような懸念が生じたのだろう。
- (54) Fulton, p.153.

- (55) Fulton, p.153-158.
- (56) J.W. Findlay, Notes on Manchurian Church, October, 1942, p.8, Conference of British Missionary Societies Archives, 1912-1970, London. China, Manchuria, H-6050 Box397 E.T China51. 本資料も IMC 資料と同様に IDC Publishers の “Missionary Archives on Asia” に収められているものである。